

平成21年9月18日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成21年度9月期）

平成21年度9月期の交通安全対策特別交付金39,824,638千円について、9月18日交付決定し、各都道府県知事あて通知しました（市町村分については、各都道府県を通じて通知）。

なお、現金交付は9月29日の予定です。

連絡先

自治財政局交付税課 吉永理事官

代表 03-5253-5111

（内線 23362）

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

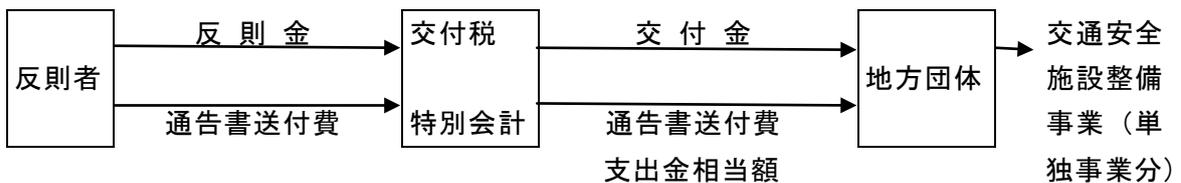
5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート



平成21年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	1,013	918
2 青森	272	135
3 岩手	300	151
4 宮城	327	362
5 秋田	243	121
6 山形	281	141
7 福島	475	237
8 茨城	609	305
9 栃木	436	218
10 群馬	572	288
11 埼玉	1,240	824
12 千葉	948	625
13 東京	2,214	1,106
14 神奈川	1,091	1,306
15 新潟	394	374
16 富山	239	119
17 石川	255	127
18 福井	171	85
19 山梨	198	98
20 長野	485	240
21 岐阜	435	217
22 静岡	732	770
23 愛知	1,324	1,121
24 三重	380	190
25 滋賀	266	133
26 京都	349	433
27 大阪	1,293	1,274
28 兵庫	979	765
29 奈良	246	121
30 和歌山	212	106
31 鳥取	112	56
32 島根	148	73
33 岡山	382	394
34 広島	455	456
35 山口	291	145
36 徳島	183	91
37 香川	286	143
38 愛媛	308	154
39 高知	158	77
40 福岡	883	988
41 佐賀	237	118
42 長崎	265	132
43 熊本	394	197
44 大分	266	133
45 宮崎	299	149
46 鹿児島	412	205
47 沖縄	229	113
合計	23,290	16,535

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。